

【別紙 1】脆弱性評価の結果

1 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

1-1 住宅・建物の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

① 建物等の耐震化

・住宅・建築物については、所有者等の耐震化の必要性に対する認識が不十分であること、耐震改修に係る経済的負担が大きいことから、意識啓発活動の実施及び耐震診断や耐震改修等を推進するための支援制度が必要である。また、エレベーターなど建築設備の現行基準への適合及び維持保全を推進する必要がある。

(危機管理部・都市整備部)【本編 2-(1)】

・大規模地震時に大きな被害が生じる恐れのある大規模盛土造成地において、住民への周知・情報提供が必要である。(都市整備部)【本編 2-(3)】

・三田市公営住宅等長寿命化計画の中で存続させる市営住宅については、新耐震基準により建築されている。なお、用途廃止する市営住宅は、耐用年数到達後、速やかに解体する必要がある。(健康福祉部)【本編 2-(1)】

・市立保育所・市立認定こども園、市立幼稚園、小・中学校については、耐震化完了済みであるが、窓ガラス落下防止などの非構造部材の耐震対策についても引き続き進めていく必要がある。また、避難所となる学校施設等については、長期的な視点に立った、計画的な改修が必要となることから、学校施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な改修を進めていく必要がある。(こども未来部・学校教育部)【本編 2-(1)・12-(2)】

② 沿道建築物の耐震化

・緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。

(都市整備部)【本編 2-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模な火災による多数の死傷者の発生

① 密集市街地の改善

・防災上危険な密集市街地の改善を図るため、建物の不燃化、公共空地等の設置等を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 2-(2)-①】

② 危険空家の除却

・実態調査で把握した空き家や地域から情報提供のあった管理不全空き家について、所有者等を特定し、適正な維持管理の啓発、利活用に必要な情報提供、修繕等による改善や解体等の助言を行うことで一定の解消は見られた。しかしながら、課題解消に至っていない管理不全空き家については、定期的な現地確認や特に台風や大雨のシーズン前の文書通知等による適正な維持管理の啓発など、継続的な取り組みを行う必要がある。

(都市整備部)【本編 2-(3)】

③ 火災予防及び消防力の強化

・災害態様の多様化に対応するため、引き続き、消防職員の災害対応力の強化、早期に状況確認ができる資機材の整備や更新、関係機関との連携強化など、より一層の消防力の高度化・専門化を図っていく必要がある。(消防本部)【本編 8-(1)-①】

・地震による水道配管の破断や漏水等の場合にも使用できる消防水利を確保するため、消防水利設置補助金制度等を活用し、耐震性防火水槽の新規整備を促進していく。また、河川や池等の自然水利の利用など、多様な水利の確保に努める必要がある。

(消防本部)【本編 8-(1)-②】

・老朽化した公設防火水槽の修繕・耐震化・更新計画の作成を行い、大規模地震発生時にも取水ができるよう維持管理に努める。(消防本部)【本編 8-(1)-②】

・各種広報媒体、防災福祉コミュニティ、消防団などを通じた市民の防火意識の向上、住宅用火災警報器や感震ブレーカー及び、住宅用消火器の普及促進のほか、防災品の普及啓発に取り組んでいる。引き続き、市民に分かりやすい広報展開による防火意識の向上を図り、住宅防火対策を促進する必要がある。(消防本部)【本編 8-(1)-②】

・大規模火災が発生した場合、多数の死傷者の発生が予測される、危険物製造所等の施設、複合用途施設、不特定多数を収容する施設、木造建築物密集地域などは、防火査察などによる実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及、予防広報の徹底などを実施しており、今後も継続して取り組む必要がある。(消防本部)【本編 8-(1)-②】

(起きてはならない最悪の事態)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

① 河川改修等の治水対策

・近年、激甚・頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、市内の二級河川等の改修などの河川対策を促進する必要がある。(都市整備部)【本編 1-(1)-①】

・河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に普通河川の堆積土砂を撤去する必要がある。(都市整備部)【本編 1-(1)-①】

・施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 1-(1)-①】

② アンダーパスの浸水対策や市街地内水対策の推進

・鉄道との交差部などのアンダーパスにおいて冠水による車両の水没等の被害も予想されることから、排水ポンプの適切な維持管理等に努める必要がある。

(都市整備部)【本編 1-(1)-②】

・市街地内に農業用水路が存在する箇所もあり、局部的豪雨等が発生した場合、市街地の浸水も想定されることから、排水ゲートの維持管理や操作等についても適切に行う必要がある。(都市整備部)【本編 1-(1)-②】

・近年多発する局地的大雨による浸水・冠水被害を軽減するため、市街地浸水等要対策箇所において、雨水排水施設の整備を推進する必要がある。(上下水道部)【本編 1-(1)-②】

③ 避難所となる学校等の浸水対策の推進

・避難所となる学校等の公共施設を新たに整備する場合は、災害発生時に浸水被害を受けないよう、敷地のかさ上げ、排水設備等の設置など、浸水対策を実施する必要がある。(財務部・各施設所管部)【本編 1-(1)-②】

④ 警戒避難体制の整備及び洪水・浸水想定区域の周知

・洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・浸水想定区域及び内水浸水想定区域を反映した「ハザードマップさんだ」等を活用し円滑な警戒避難体制の構築を図るとともに、住民周知等のソフト対策を推進する必要がある。(危機管理部)【本編 9-(1)】

・台風・集中豪雨等に対する情報の収集に努めるとともに、情報発信の強化を図る必要がある。(危機管理部)【本編 9-(2)】

⑤ 水防に関わる人材・組織体制等の整備

・局地的大雨等による浸水被害を未然に防ぐための施設(河川、調整池、雨水幹線等)を所管する各部において、人材・組織体制等を充実させるため、人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。(危機管理部・都市整備部・上下水道部)【本編 11-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 山地防災・土砂災害対策

・土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないこと、市内に多数の土砂災害危険箇所を有することから、砂防・急傾斜地対策等の施設整備を促進する必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 1-(2)-①】

・土砂災害警戒区域内に学校が立地する箇所については、早急な土砂災害防止対策の実施が必要である。(危機管理部・都市整備部・学校教育部)【本編 1-(2)-①】

② ため池及び治山事業

・地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されることから、決壊した場合に甚大な影響を及ぼす恐れのあるため池の改修や山地災害危険地区における治山施設の整備等を進める必要がある。

(産業振興部)【本編 1-(1)-③・1-(2)-②】

③ 警戒避難体制の整備及び土砂災害警戒区域の周知

・土砂災害が発生した場合、家屋の倒壊などにより住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、多様な発信手段により、住民への広報に努めていく必要がある。また、県により指定された、土砂災害危険区域を反映した「ハザードマップさんだ」を活用し、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、住民周知等のソフト対策を推進する必要がある。(危機管理部)【本編 9-(1)】

・特定ため池について、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、住民周知等のソフト対策を推進する必要がある。(産業振興部)【本編 9-(1)】

④ 住宅土砂災害対策支援事業の推進

・土砂災害発生時に建物の倒壊等により人的被害が発生すると予想される、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の改修や移転等を促進する必要がある。

(危機管理部・都市整備部)【本編 1-(2)-①】

(起きてはならない最悪の事態)

1-5 情報伝達の不備や避難行動の遅れ等による死傷者の発生

① 防災情報の迅速な伝達と共有

・防災情報の収集・管理については、危機管理情報システム、消防管制システム、フェニックス防災システム等の各種情報システムの構築などにより強化されており、今後は、これらを有効に活用するための訓練やタイムラインの作成、関係機関との連携体制の更なる向上が必要である。(危機管理部)【本編 9-(2)】

・防災情報の伝達については、防災行政無線の整備、さんだ防災・防犯メール、緊急速報メール、ひょうご防災ネットアプリの活用、L アラートによる報道機関との連携など、情報伝達手

段における冗長性の確保を図っているところであるが、現状にとどまることなく、新しい手段・技術を活用しながら市民への情報伝達の多様化を推進する必要がある。

(危機管理部)【本編 5-(2)・9-(2)】

② 防災教育及び啓発

・大規模災害においては、市民一人ひとりが、命を守ることを最優先とした避難行動を適切にとることが重要であるが、震災を経験していない世代が増えるなど、防災への意識が希薄になりつつある。本市では、学校防災・防犯マニュアルの見直し、災害から自らの生命を守るため主体的に行動する力を育成する防災教育を推進しており、子ども世代からの防災意識の向上を図っている。引き続き、これらの取り組みを進めるとともに、その他、防災に関わる機会が少ない子育て世代などを対象とした防災啓発を展開する必要がある。

(子ども未来部・学校教育部)【本編 11-(2)】

・市民が正しい避難の知識を習得し、避難行動へ繋げる取り組みが必要であることから、多様な手段により啓発活動を推進する必要がある。(危機管理部)【本編 11-(2)】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる

(起きてはならない最悪の事態)

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 食料、飲料水の供給体制の確保

・災害発生から3日間は、(大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断されることが予想されるため)平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。

(危機管理部)【本編 3-(1)-②】

・流通備蓄の確保を図るため、物資調達に係わる災害時応援協定締結事業者との連携を強化する必要がある。また、更なる災害時応援協定締結を進める必要がある。(危機管理部)

・大規模災害時の飲料水の確保として応急給水体制を構築するとともに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。(上下水道部)【本編 3-(1)-②】

・大規模災害が発生した場合、給食センターは、炊き出し等の供給拠点施設となることから、老朽化に伴う調理器具等の更新、施設の維持保全等を実施していく必要がある。また、食料等の運搬に必要な給食搬送車の計画的な更新も必要である。

(学校教育部)【本編 3-(1)-②】

・上野台・八景中学校新設統合校において、避難所となる体育館内に防災倉庫を設け、避難所運営に必要な物資や食料、飲料水等の備蓄等を行う必要がある。

(学校教育部)【本編 3-(1)-②】

② 医療用資機材・医薬品等の備蓄及び供給体制の確保

・市民病院においては、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備等、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。(医療政策部)【本編 4-(2)】

・感染症等の大流行に備え、必要資機材の備蓄を進める必要がある。

(医療政策部)【本編 4-(2)】

③ 道路交通機能の強化

- ・橋梁の修繕を確実に実施し、計画的・効率的に橋梁長寿命化計画を推進する必要がある。
(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・都市の防災機能の強化等を目的に、緊急輸送路に指定されている市道の無電柱化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路に指定されている県道の整備・強化を促進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線の橋梁及びそれを跨ぐ橋梁の耐震化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線を補完する路線の整備を推進する必要がある。
(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、街路樹や市管理地内実生木の適正化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。
(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・発災後、道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

④ 電力施設、水道施設、ガス管(学校施設含む)等の耐震化

- ・管路施設については、被災時に断水影響の大きい導水管、送水管や、重要給水施設へ至る配水管など、各管路の重要度(優先順位)を踏まえて、計画的に更新・耐震化を図る必要がある。(上下水道部)【本編 3-(1)-①】
- ・浄水場・主要な配水池はすでに耐震補強工事を完了しており、小規模配水池等について、老朽化した施設の更新に合わせて耐震化を図る必要がある。
(上下水道部)【本編 3-(1)-①】
- ・学校施設、給食センター等の埋設管(上下水道、ガス)の耐震化については、大規模改修等に合わせて推進する必要がある。(学校教育部)【本編 3-(1)-①】
- ・水道施設の耐震化に伴い、消火栓の敷設替えを推進する必要がある。
(消防本部)【本編 3-(1)-①】

⑤ 消防・医療機関等における非常用電源確保

- ・エネルギー供給の長期途絶を想定し、自家発電設備の適正管理とともに燃料電池や太陽光発電の導入など、エネルギー供給における冗長性の確保について検討していく必要がある。
(消防本部・医療政策部)【本編 4-(1)・8-(1)-③】
- ・消防機関及び市民病院等の医療機関の重要施設の自家発電設備や緊急車両への燃料供給の途絶に備え、安定した給油体制を構築するため、非常時の燃料確保体制の強化を進める必要がある。(危機管理部)【本編 4-(1)・8-(1)-③】
- ・災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における自家発電装置や燃料タ

ンクの設置等を促進する必要がある。(健康福祉部)【本編 4-(1)】

・在宅で療養する人に対し、災害時の電力供給の途絶に備えた対策を進める必要がある。

(健康福祉部)【本編 4-(1)】

⑥ 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄の確保

・公助による備蓄だけでなく、家庭での備蓄について周知啓発に努める必要がある。

(危機管理部・健康福祉部)【本編 3-(1)-③】

(起きてはならない最悪の事態)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 避難・救援体制の確保

・道路交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区及び集落については、警察等とも連携し災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備することが必要である。(危機管理部・消防本部)【本編 8-(1)-①】

・孤立地域等におけるヘリコプターによるピックアップ地点や場外離着陸場等の指定が必要である。(消防本部)【本編 8-(1)-①】

・孤立地域における避難体制の構築(区・自治会館などの避難所利用など)、有事の際の対応マニュアルの策定等が必要である。(危機管理部)【本編 9-(3)】

② 小規模集落における避難所機能の強化

・孤立のおそれのある小規模集落では、電力供給遮断等の非常時に、住民が避難する避難場所等において必要最低限の電力を確保することが必要である。

(危機管理部)【本編 3-(1)-③】

・市による備蓄だけでなく、家庭における電源対策が必要である。

(危機管理部)【本編 3-(1)-③】

③ 道路交通機能の強化

・地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・発災後、道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

・早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防の災害対応力強化

・特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を再確認し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制の充実強化を図る必要がある。(消防本部)【本編 8-(1)-①】

・情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進するとともに、非常用電源の燃料確保について着実に推進する必要がある。(消防本部)【本編 8-(1)-③】

② 地域防災力の強化

- ・消防団による防災活動を推進するため、地域防災力の中核となるべく装備の充実や教育・訓練体制等の更なる強化を図っていく必要がある。(消防本部)【本編 8-(1)-①】
- ・大災害時には、消防、警察などの防災関係機関は即座に駆け付けられない場合があるため、地域の防災組織の充実を図る必要がある。(危機管理部)【本編 10-(1)】
- ・大災害の発生の際、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。(危機管理部・消防本部)【本編 8-(1)-②】
- ・大規模災害発生時に市民一人一人が負傷者を救護できるように応急手当等の知識を身に付けておき、救護できる体制が必要である。(消防本部)【本編 8-(1)-②】

③ 防災関係機関との連携強化・訓練

- ・救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実戦的な訓練を実施する必要がある。(危機管理部・消防本部・医療政策部)【本編 8-(1)-①】
- ・大規模災害発生時に複数の自治体が被災すれば、自衛隊、警察、消防等の実動機関は、担当区域外からの部隊増員が必要となることから、効率的・効果的な部隊の運用がなされるよう、自治体及び実動機関の行動要領を相互に確認する実戦的な合同訓練を実施する必要がある。(危機管理部・消防本部)【本編 13-(1)】
- ・発災時には市の対応力には限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。(危機管理部・消防本部)【本編 13-(2)】

(起きてはならない最悪の事態)

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 救急・医療体制の充実

- ・広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制及び救急医療体制の強化を図る必要がある。(消防本部)【本編 4-(2)】
- ・広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。(健康福祉部)【本編 4-(2)】
- ・市民病院において、災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した災害対応マニュアル、業務継続計画(BCP)について継続的に内容の見直しを行い、これに基づいた訓練を継続的に実施するなど、体制の強化を図る必要がある。(医療政策部)【本編 4-(2)】

② 道路交通機能の強化

- ・橋梁の修繕を確実に実施し、計画的・効率的に橋梁長寿命化計画を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・都市の防災機能の強化等を目的に、緊急輸送路に指定されている市道の無電柱化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路に指定されている県道の整備・強化を促進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

- ・緊急輸送道路や災害時重要路線の橋梁及びそれを跨ぐ橋梁の耐震化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線を補完する路線の整備を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、街路樹や市管理地内実生木の適正化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・発災後、道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 疫病・感染症対策に係る体制の構築

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種への理解を促進し、円滑な接種体制を構築する必要がある。また、消毒や衛生害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。(危機管理部・健康福祉部)【本編 4-(3)】
- ・平常時から感染を防ぐための正しい知識を周知啓発するとともに、蔓延に備えて必要な備蓄等を行う必要がある。(危機管理部・健康福祉部)【本編 4-(3)・9-(4)-②】
- ・基礎疾患を有する人は、災害時に疾病が重症化しないようかかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、平時から健康管理に取り組むと共に、自身の体質に合わせた食材等の備蓄に取り組むよう啓発を進める必要がある。(健康福祉部)【本編 4-(3)】

② 下水道施設の耐震化・耐水化

- ・生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、耐震化、耐水化を実施する必要がある。(上下水道部)【本編 3-(1)-①】

3 被災者等の健康・避難生活環境の確保と配慮の必要な方への適切な対応

(起きてはならない最悪の事態)

3-1 避難所等の避難者及び帰宅困難者への支援の不足による被害の拡大

① 地区避難所・市指定避難所の開設・運営

- ・災害時等に市民の生命・身体の安全を確保するため迅速な開設により、避難者の受け入れを図る必要がある。(危機管理部・各避難施設所管部)【本編 9-(3)・9-(4)-①】
- ・避難している人だけでなく、在宅避難者等への生活再建の拠点となるよう運営を行う必要がある。(危機管理部・各避難施設所管部)【本編 9-(3)・9-(4)-①】
- ・長期に渡る避難所では様々な避難者が共同生活を送ることとなるため、男女のニーズの違いや性的マイノリティの方への配慮などを考慮した運営が必要である。(危機管理部・各避難施設所管部)【本編 9-(3)・9-(4)-①】

- ・避難生活が長期化する場合等には、避難所が地域コミュニティの場となることから、避難者による運営が重要となる。(危機管理部・各避難施設所管部)【本編 9-(3)・9-(4)-①】
- ・避難所における住環境の確保や長期停電による電源の喪失などに対応するため、資機材等の確保が必要である。(危機管理部)【本編 3-(1)-③・9-(4)-②】
- ・上野台・八景中学校の新設統合をはじめとする学校の再編統合を進めるにあたり、三田市内の指定避難所の再構築について検討が必要である。【本編 12-(2)】

② 避難生活における健康二次被害の発生及び災害関連死への対策の推進

- ・避難生活におけるトイレ等の生活環境の悪化による感染症の流行や静脈血栓塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)や基礎疾患、心身の疲労による自殺等の健康二次被害による災害関連死の発生を防ぐため、関係機関と連携して避難初期から予防活動を継続的に行う必要がある。(健康福祉部)【本編 9-(4)-①】
- ・避難所における住環境の悪化を防ぐため、暑さ、寒さへの対策としての学校体育館・武道場の空調化、照明のLED化、洋式トイレ等の整備を計画的に進めるとともに、資機材の確保が必要である。(危機管理部・上下水道部・施設所管部)【本編 9-(4)-②】
- ・感染症防止のため避難所の過密状態の防止に努めるとともに、衛生管理の徹底や感染が疑われる避難者への対応が必要となる。また、避難者の理解・協力を得る取り組みも必要となる。(危機管理部・健康福祉部)【本編 9-(1)・9-(4)-①・9-4-②】

③ 帰宅困難者対策の推進

- ・市施設のみではなく、交通事業者、就労先企業などの協力を得ながら、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。(危機管理部)【本編 9-(4)-③】
- ・帰宅困難者に対して、避難所等の開設場所や公共交通機関の情報伝達、通信関係の復旧等を迅速に対応する必要がある。(危機管理部)【本編 9-(2)・9-4-③】
- ・帰宅困難な状態が長時間続く場合は、避難所への誘導や代替え輸送による帰宅の支援を図る必要がある。(危機管理部)【本編 9-(4)-③】
- ・海外からの旅行者が帰宅困難となることも予想されるため、外国語による情報提供の必要がある。(危機管理部)【本編 9-(4)-③】

④ 適切な情報提供

- ・ホームページやさんだ防災・防犯メールなど多様な手段を活用し、避難者や帰宅困難者に対して、災害情報や交通機関の状況などについて適切な情報提供に努める必要がある。(危機管理部)【本編 9-(2)】
- ・災害発生時の避難者等情報の発信や災害情報の収集手段としての利用が想定されることから、すべての市指定避難所に、Wi-Fi環境の整備が必要である。(危機管理部)【本編 5-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

3-2 災害時要援護者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大

① 福祉避難所の開設・運営

- ・大災害など多数の配慮が必要な方の福祉避難所での受け入れに備え、必要な資機材や介助者等の人材を確保や、個々の状況に応じた情報伝達、相談支援体制を構築する必要がある。(健康福祉部)【本編 9-(4)-①】
- ・福祉避難所の良好な運営を図るため、専門的な知識を有する人材の確保が必要である。

(健康福祉部)【本編 9-(4)-①】

・災害時協定に基づく配慮が必要な方の介護保険施設等での受け入れ等について平常時から連携を進める必要がある。(危機管理部・健康福祉部)【本編 9-(4)-①】

② 災害時要支援者等に配慮した避難環境の確保・運営

・災害時要支援者は、個々の状況に応じた避難所の環境が必要となる場合があり、資機材の確保はもとより、避難所運営側の理解や訓練が必要である。

(危機管理部・健康福祉部)【本編 9-(4)-④】

・災害時には、迅速かつ適切な避難や、避難所での生活面の確保等を目的に、平時からの地域と要支援者のコミュニケーションを図る必要がある。【本編 9-(4)-④】

・福祉避難所である、ひまわり特別支援学校には無停電装置(自家用発電機や大型蓄電池等)の配備がされておらず、今後、福祉避難所としての機能強化が必要である。

(危機管理部・学校教育部)【本編 9-(4)-②】

③ 情報弱者等への災害情報の提供や避難体制の充実

・日本語が不慣れな外国人は、災害時の避難情報等が理解できないため避難行動の遅れや避難しない場合があり、情報伝達の方法の工夫や避難所での多言語対応策が必要である。(危機管理部・健康福祉部)【本編 9-(1)・9-(2)】

・平時から防災意識の向上のため、外国人が参加できる防災訓練などの取組みが必要である。(危機管理部・健康福祉部)【本編 9-(3)】

・高齢者、聴覚障害者等の情報弱者への情報伝達の方法の強化が必要である。

(危機管理部・健康福祉部)【本編 9-(2)】

(起きてはならない最悪の事態)

3-3 地域防災力の低下や不足による被害の拡大

① 避難行動要支援者支援制度の推進

・高齢者など災害弱者に逃げ遅れなどが生じないよう、避難行動要支援者名簿に掲載されている要支援者ごとに、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別支援計画を地域において作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。(危機管理部・健康福祉部)【本編 9-(4)-④】

・災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。(危機管理部)

・水防法及び土砂災害防止法に基づき、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施により施設の避難体制の強化を図る必要がある。(危機管理部・健康福祉部)【本編 9-(3)】

② コミュニティ防災力の強化

・大災害時には、消防、警察などの防災関係機関は即座に駆け付けられない場合があるため、地域の防災組織の充実を図る必要がある。(危機管理部)【本編 10-(1)】

③ ボランティアの受け入れ

・大災害においては、ボランティアの支援が必要不可欠であり、迅速に受け入れ体制を構築し、継続した窓口の開設が必要である。(危機管理部・健康福祉部)【本編 10-(2)】

・市外からも大量のボランティア組織、NPO、NGO、グループ等が来訪することが予想されるこ

とから、わかりやすく迅速な受入れやニーズとのマッチング、速やかな移動などの一連の流れを受け入れ側で整えておく必要がある。(危機管理部・健康福祉部)【本編 10-(2)】

4 必要不可欠な行政機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

4-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 公共施設等の耐震化

・発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

(財務部・施設所管部)【本編 8-(2)-①・12-(2)】

② 業務継続体制の確保

・発災時の応急対応や優先度の高い通常業務等を適切に継続できる体制を整備するため作成した、三田市業務継続計画(BCP)の見直しや、その実効性の向上を図る必要がある。

(危機管理部・各部)【本編 8-(2)-②】

・災害時の職員用食料・物資の備蓄については、避難者分を優先しており、十分な確保ができていないことから、今後、庁舎や発災直後から応急対応が想定される防災拠点において、計画的な備蓄に努める必要がある。(危機管理部)

③ 災害時即時対応体制の強化

・災害時の緊急事態の発生に備えて、初動時の連絡体制を確保するとともに、訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める必要がある。(危機管理部)【本編 8-(2)-②】

・職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、各種防災計画に基づく職場研修等を通じて、その周知徹底を図る必要がある。

(危機管理部)【本編 8-(2)-②】

・職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。(危機管理部)【本編 8-(2)-②】

・発災時には市のみで対応できることには限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。(危機管理部)【本編 8-(2)-②】

・大規模災害時において迅速な対策を図るためには、他の自治体や関係機関等からの支援の円滑な受け入れが必要である。(危機管理部)【本編 8-(2)-②】

④ 基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

・市役所 WAN 及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器等の冗長化、代替機の確保、別拠点でのデータバックアップ、クラウドサービスの利用等を実施する必要がある。(総務部)【本編 8-(2)-①】

⑤ 広域連携

・災害時における円滑な協力体制を図るため、国、関西広域連合、兵庫県、阪神間都市、隣接市、その他防災機関との連携強化に努めているところであるが、南海トラフ地震などの大規模広域災害に備えるため、市域を越えた更なる連携強化を推進する必要がある。

(危機管理部、消防本部)【本編 13-(1)】

5 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(起きてはならない最悪の事態)

5-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

① 非常用電源の確保等

・学校等の避難所や主な防災拠点については、長期の電力供給停止に備えた非常用電源設備の燃料確保、電力供給ラインの二重化などについて検討する必要がある。また、非常用電源設備のない施設についても、その設置が必要である。

(危機管理部・財務部・各施設所管部)【本編 9-(4)-②】

・防災情報を取り扱う情報通信設備については、予備電源装置の確保や非常用電源に接続するなど、機器の必要性に応じた対策を検討する必要がある。(危機管理部)【本編 5-(1)】

・電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、街路樹の適正化や維持管理に努める必要がある。(都市整備部)【本編 5-(1)】

② 情報通信手段の確保

・民間通信事業者の回線が停止した場合にも防災情報等を市民へ伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システム、通信手段の冗長性や耐災害性の強化の必要がある。

(危機管理部・総務部)【本編 5-(1)】

・災害発生時の避難者等情報の発信や災害情報の収集手段としての利用が想定されることから、市指定避難所や公共施設において Wi-Fi 環境の確保が必要である。

(危機管理部)【本編 5-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

5-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 情報提供手段の確保

・災害時にテレビ・ラジオなどの情報提供媒体が機能しない場合を想定し、緊急速報メールや防災行政無線の運用体制の構築、「ひょうご防災ネット」などの情報提供媒体の確保などに努めているが、SNS など災害時に有効な複数の情報提供ルート確保に引き続き取り組んでいく必要がある。(危機管理部)【本編 5-(2)】

(起きてはならない最悪の事態)

5-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 消防及び関係機関との迅速な情報伝達と共有

・全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災行政無線の活用、消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。(危機管理部)【本編 5-(2)】

・緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)や消防庁映像共有システム等を消防職団員で活用し、被害状況や活動状況を情報共有できるような体制づくりを推進する。

(消防本部)【本編 8-(1)-③】

② 情報収集・提供に係る人材育成

・「フェニックス防災システム」をはじめ、緊急速報メールや防災行政無線等を活用した迅速で的確な情報を確実に発信するため、操作に習熟した市職員の育成を推進する必要がある。

(危機管理部)【本編 11-(1)】

③ 市民への防災意識の啓発

・様々な情報伝達手段の確保と合わせて、緊急時の防災情報を迅速かつ的確に市民へ伝達することが必要であるため、市民自らの情報収集能力の向上につながる取り組みが必要である。(危機管理部)【本編 9-(3)・11-(2)】

④ 市民等への災害情報提供

・防災情報の伝達については、防災行政無線装置の整備、さんだ防災・防犯メール、緊急速報メール、ひょうご防災ネットアプリの活用、Lアラートによる報道機関との連携など、情報伝達手段における冗長性の確保を図っているところであるが、現状にとどまることなく、新しい手段・技術を活用しながら市民への情報伝達の多様化を推進する必要がある。

(危機管理部)【本編 9-(2)】

6 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

6-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

① サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策等の推進

・大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、市内企業のBCPの策定を促進する必要がある。(危機管理部・産業振興部)【本編 6-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

6-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害

① 道路交通機能の強化

・橋梁の修繕を確実に実施し、計画的・効率的に橋梁長寿命化計画を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・都市の防災機能の強化等を目的に、緊急輸送路に指定されている市道の無電柱化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路に指定されている県道の整備・強化を促進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・緊急輸送道路や災害時重要路線の橋梁及びそれを跨ぐ橋梁の耐震化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・緊急輸送道路や災害時重要路線を補完する路線の整備を推進する必要がある。

(都市整備部)【本編 7-(1)】

・地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所(道路法面の落石・崩壊対策等)を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、街路樹や市管理地内実生木の適正化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

(都市整備部)【本編 7-(1)】

・発災後、道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

・早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

② 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保

- ・工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。(危機管理部・産業振興部)【本編 6-(2)】

(起きてはならない最悪の事態)

6-3 幹線の分断等、基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

① 道路交通機能の強化

- ・橋梁の修繕を確実に実施し、計画的・効率的に橋梁長寿命化計画を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・都市の防災機能の強化等を目的に、緊急輸送路に指定されている市道の無電柱化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路に指定されている県道の整備・強化を促進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線の橋梁及びそれを跨ぐ橋梁の耐震化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線を補完する路線の整備を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、街路樹や市管理地内実生木の適正化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・発災後、道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

6-4 食料等の安定供給の停滞

① 農林業に係る生産基盤等の強化

- ・大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の対災害強化を図る。(産業振興部)【本編 3-(1)-④】
- ・農林業に係る生産基盤等について、農業水利施設等の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。(産業振興部)【本編 3-(1)-④】
- ・一部の野生鳥獣の生息数・生息範囲の拡大により、農産物等に被害が生じているため、実情に応じた有害鳥獣防除対策を推進する必要がある。(産業振興部)【本編 6-(5)】

② 道路交通機能の強化

- ・橋梁の修繕を確実に実施し、計画的・効率的に橋梁長寿命化計画を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・都市の防災機能の強化等を目的に、緊急輸送路に指定されている市道の無電柱化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

- ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路に指定されている県道の整備・強化を促進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線の橋梁及びそれを跨ぐ橋梁の耐震化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線を補完する路線の整備を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、街路樹や市管理地内実生木の適正化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・発災後、道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

7 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態)

7-1 電力、ガス、石油等の長期間にわたる機能の停止

① 電力供給遮断時の電力確保

・電力供給遮断等の非常時に、避難所における生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

(危機管理部) 【本編 3-(1)-①・8-(2)-②】

② 再生可能エネルギー等の導入促進

・長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電力を確保するため、太陽光発電等の導入を促進する必要がある。(市民生活部)【本編 3-(1)-③】

(起きてはならない最悪の事態)

7-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道施設の耐震化

・災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。(上下水道部)【本編 3-(1)-①】

② 応急給水対策

・市指定避難所等に仮設タンクまたは、仮設給水栓を確保する必要がある。

(上下水道部)【本編 3-(1)-③・8-(2)-②】

③ 広域的な応援体制の整備

・日本水道協会兵庫県支部内事業体間で、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基

づく実務訓練や情報伝達訓練を継続し、大規模災害時の対応力の強化を図る必要がある。
(上下水道部)【本編 13-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

7-3 下水道等の長期間にわたる機能停止

① 下水道施設の耐震化・耐水化

- ・日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化耐水化を実施する必要がある。(上下水道部)【本編 3-(1)-①】
- ・電力消失時にマンホールポンプ等に必要な電源を確保する必要がある。(上下水道部)

② 農業集落排水施設の老朽化対策

- ・農業集落排水施設の維持管理適正化計画を策定し、各地区の実情に応じた改築を実施する必要がある。また、処理場の大規模改築が必要であるコミュニティ・プラントエリアに関しては、公共下水道へ編入し処理場をポンプ施設に改築する際に対応する必要がある。
(上下水道部)【本編 12-(3)】

③ 浄化槽の老朽化対策

- ・浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽(トイレ排水のみを処理)から合併処理浄化槽(家庭排水全般を処理)への転換を促進する必要がある。(市民生活部)【本編 12-(3)】

④ し尿処理施設の防災対策の強化

- ・大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、施設の適正な管理に努めるとともに、処理に支障を来す場合には、県との連携などにより、処理機能の確保に努める必要がある。
(市民生活部)【本編 3-(1)-①】

(起きてはならない最悪の事態)

7-4 道路等の交通インフラの長期間にわたる機能不全

① 道路交通機能の強化

- ・橋梁の修繕を確実に実施し、計画的・効率的に橋梁長寿命化計画を推進する必要がある。
(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・都市の防災機能の強化等を目的に、緊急輸送路に指定されている市道の無電柱化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路に指定されている県道の整備・強化を促進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線の橋梁及びそれを跨ぐ橋梁の耐震化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・緊急輸送道路や災害時重要路線を補完する路線の整備を推進する必要がある。
(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所(道路法面の落石・崩壊対策等)を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、街路樹や市管理地内実生木の適正化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。
(都市整備部)【本編 7-(1)】
- ・発災後、道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関

との連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

・早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

7-5 防災インフラの長期間に渡る機能不全

① 老朽化対策の着実な推進

・市管理の社会基盤施設については、今後老朽化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済システムが機能不全に陥らないよう、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。

(都市整備部)【本編 12-(1)】

② 公共施設の老朽化等対策

・学校等施設の老朽化した建物について、長寿命化計画に基づく計画的な大規模等改修工事や、上野台・八景中学校の新設統合をはじめとする、学校の再編統合を進めていく必要がある。(学校教育部)【本編 12-(2)】

8 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

8-1 地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① 消防の災害対応力強化

・被害状況を早期に把握する情報共有ツールの確保や俯瞰的に状況確認ができるドローンなどの資機材導入が必要である。(消防本部)【本編 8-(1)-①】

・全市的な活動効果を高めるため、署々間における消防部隊等の配置転換を早期に指示する必要がある。また消防団を早期に召集するための具体的な計画の作成が必要である。

(消防本部)【本編 8-(1)-①】

・密集市街地等における大規模火災に対応するため、消防水利の拡充を図るとともに、自然水利等を活用した警防計画の作成が必要である。(消防本部)【本編 8-(1)-①】

② 密集市街地の改善

・防災上危険な密集市街地の改善を図るため、建物の不燃化、公共空地等の設置等を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 2-(2)-①】

③ 道路交通機能の強化

・橋梁の修繕を確実に実施し、計画的・効率的に橋梁長寿命化計画を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・都市の防災機能の強化等を目的に、緊急輸送路に指定されている市道の無電柱化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路に指定されている県道の整備・強化を促進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・緊急輸送道路や災害時重要路線の橋梁及びそれを跨ぐ橋梁の耐震化を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・緊急輸送道路や災害時重要路線を補完する路線の整備を推進する必要がある。

(都市整備部)【本編 7-(1)】

・地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

・橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、街路樹の適正化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

(都市整備部)【本編 7-(1)】

・発災後、道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

・早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 7-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

8-2 沿線・沿道の建物倒壊等による交通麻痺

① 住宅・建築物の耐震化

・住宅・建築物の倒壊等による火災の発生、緊急車両の通行を妨げる道路の閉塞による二次災害を防止するため、住宅・建築物の耐震化を推進する必要がある。

(都市整備部)【本編 2-(2)-①】

② 交通規制の実施

・緊急輸送道路・災害時重要路線の交通を確保するため、警察と連携して交通規制を実施する必要がある。(都市整備部)【本編 7-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

8-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

① 土砂災害等の二次災害の防止

・土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないこと、市内に多数の土砂災害危箇所を有することから、砂防・急傾斜地対策等の施設整備を促進する必要がある。(危機管理部・都市整備部)【本編 1-(2)-①】

・土砂災害警戒区域内に学校が立地する箇所については、早急な土砂災害防止対策の実施が必要である。(危機管理部・都市整備部・学校教育部)【本編 1-(2)-①】

② ため池の防災対策

・特定ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。

(産業振興部)【本編 1-(1)-③】

・計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。(産業振興部)【本編 1-(1)-③】

・特定ため池について、位置情報や浸水想定区域等を公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に情報提供を行う。(産業振興部)【本編 9-(1)】

③ 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

・二次災害防止を図るため、台風・集中豪雨等の気象情報等の防災情報の収集や避難情報等の発信強化に努める必要がある。(危機管理部)【本編 5-(3)】

(起きてはならない最悪の事態)

8-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

① 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

・危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、事業所が防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

(消防本部)【本編 8-(1)-②】

② 有害物質の流出対策等の推進

・市と工場等は市環境基本条例に基づき、公害防止協定を締結しているが、有害物質の取り扱いについて、情報の共有化を行う必要がある。(市民生活部)【本編 6-(3)】

(起きてはならない最悪の事態)

8-5 農地・森林・公園等の被害による市域の荒廃

① 農地・農業水利施設等の保全管理

・農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

(産業振興部)【本編 6-(4)】

② 適切な森林管理

・林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、近年多発した局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。(産業振興部)【本編 1-(2)-③】

③ 治山事業の促進

・豪雨の増加による山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備を促進する必要がある。

(産業振興部)【本編 1-(2)-②】

④ 適切な公園施設の整備・長寿命化対策

・自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な緑地の維持管理が必要である。また、公園施設の長寿命化対策を推進する必要がある。

(都市整備部)【本編 1-(2)-④】

9 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態)

9-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が遅れる事態

① 災害廃棄物処理計画の推進

・水害や震災により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。(市民生活部)【本編 3-(2)】

・市単独での廃棄物処理が困難な状況も想定されることから、広域的な支援体制、民間事

業者等との相互応援体制の整備を進める必要がある。(市民生活部)【本編 3-(2)・13-①】

② クリーンセンターの安定稼働

・大規模災害が発生した場合、廃棄物処理が停滞することによる衛生状態の悪化や復旧・復興の遅れが生じるため、平時はもとより災害時にもクリーンセンターの安定稼働できるよう適切な維持管理を行う必要がある。(市民生活部)【本編 12-(2)】

③ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

・水害や震災においても廃棄物の運搬・収集・処理を円滑に行う為、広域的な連携や域内の事業者との応援といった協力体制が実効性の高いものとなるよう平時から運用の点検を行うと共に近隣自治体との連携を強化し、更なる応援体制の充実を図る必要がある。

(市民生活部)【本編 3-(2)・13-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

9-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が遅れる事態

① 人材の育成、確保

・地震・風水害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。(都市整備部)【本編 11-(1)】

(起きてはならない最悪の事態)

9-3 被害規模が大きく復旧・復興が遅れる事態

① 被災者生活再建支援

・東日本大震災では、被害認定から給付金等の支援までの手続きに時間がかかり、被災者の生活再建が遅れたことから、本市においても、り災証明の発行、被災者台帳の整備を迅速に行うための「支援システム」を活用し、被災者の生活再建を円滑に支援できる体制づくりや被災者が早期に自立するための後方支援を検討していく必要がある。

(財務部)【本編 8-(2)-②】

・災害等により宅地などの民有地に個人では対応困難な土砂・廃棄物などが大量に発生した場合、堆積土砂排除事業を活用し、土砂等の一括撤去を行う必要がある。

(危機管理部)【本編 2-(3)】

② 速やかな教育活動の再開

・児童生徒等の平穏を回復・維持するため、学校等を早期再開し、平常時の日常生活を取り戻すことが必要となる。学校における避難所運営が長期化する場合には、地域住民の自主的な活動が極めて重要であり、学校と地域の連携・協力体制の構築を進める必要がある。(危機管理部・こども未来部・学校教育部)【本編 9-(4)-⑤】

・避難者には、学校の早期再開について理解を求めるとともに、より環境の良い環境への移行を促し、避難所の集約や閉鎖により教育活動への影響の低減に努める。教育活動を再開するに当たり、未だ学校内に避難者が存在する際に、一定期間、避難者と児童生徒等が同じ施設を共有しなければならない場合の両者の動線の設定等、施設利用の在り方や避難所となる学校施設に著しい被害が発生した際などには、他の公共施設の活用など教育環境の確保策について、今後検討を進める必要がある。

(危機管理部・学校教育部)【本編 9-(4)-⑤】

・被災等により、教材や学用品等の喪失、棄損等被害が生じた場合、国や県の方針等も踏

まえ、就学上支障をきたす児童生徒に対し、速やかに必要な教材、学用品の支給、就学援助ができるよう検討を進めるとともに、就学援助が必要な場合、早期に援助が実施できるよう体制を整えておく必要がある。(学校教育部)【本編 9-(4)-⑤】

・学校において環境衛生の適正な維持管理を図り、感染症の発生予防に努めるとともに、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と呼ばれる症状をはじめとした心の健康上の問題が生じている可能性もあるから、家庭、学校医や専門の外部機関と連携しながら、必要に応じて健康診断の実施、カウンセリングなど、適切な保健管理並びに保健指導を行う必要がある。

(学校教育部)【本編 9-(4)-⑤】

(起きてはならない最悪の事態)

9-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が遅れる事態

① 地域コミュニティ強化の支援

・災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ防災力の構築が必要であり、区・自治会やまちづくり協議会など地域団体が担うべき役割の再整理が必要である。

(市民生活部)【本編 10-(1)】

・地域が主体となり、様々な活動を行うことで住民間のコミュニティ力が向上し、災害時の復旧・復興に柔軟に対応できることから、地域活動がしやすい環境の構築、支援が必要である。(危機管理部・市民生活部)【本編 10-(1)】

② 地域の防災人材の育成

・災害が起きた時には、地域住民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に備える必要があり、災害に対する正しい知識を身に付けた地域をまとめるリーダーシップを持った人材が必要である。(危機管理部)【本編 10-(1)】

・市内には、大学や専門学校が立地しており、災害時には学生等の協力も期待できることから、大学、専門学校との連携強化や災害時応援協定の締結を推進するとともに、学生等への防災意識の啓発やボランティア活動をしやすい環境の構築が必要である。

(危機管理部)【本編 11-(1)】

③ 警察等関係機関との連携

・災害時の混乱に乗じた犯罪の多発により、治安悪化のおそれがあるため、警察との情報共有、犯罪抑制の取組みが必要である。(危機管理部)【本編 8-(2)-②】

・地域住民での防犯体制も犯罪抑止には必要であるため、自治会や防犯協会など地域防犯団体の活動支援が必要である。(危機管理部)【本編 10-(1)】

④ こころのケア体制の強化

・身近な人を失くすなど、住み慣れたコミュニティから離れた人たちが閉じこもりがちにならないようにする取組みが必要である。(健康福祉部)【本編 4-(4)】

・災害時には、複合的な課題を抱える子どもの増加が見込まれることから、平時以上に子どもの見守りを行い、こころのケアを行う必要がある。(こども未来部)【本編 4-(4)】

・市立学校においても、児童生徒の不安やストレスを取り除くため、こころのケアを行う必要がある。(学校教育部)【本編 4-(4)】

⑤ 災害ボランティア活動支援体制の整備

・大規模災害が発生した時には、復旧・復興活動にはボランティアによる支援活動が不可欠であるため、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備える

必要がある。(危機管理部・健康福祉部)【本編 10-(2)】

(起きてはならない最悪の事態)

9-5 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 地籍調査の推進

・災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界を明確にしておくことが重要となるため、地籍調査を推進する必要がある。(総務部)【本編 2-(2)-②】

② 人材の育成、確保

・建設関係団体との災害協定の締結等の取組を進めているが復旧・復興を担う人材等の育成・確保に努める必要がある。(都市整備部)【本編 11-(1)】

・災害時、復旧時の業務を迅速に進めるため、復旧復興に携わった経験を持つ職員を増やす必要がある。(総務部)【本編 11-(1)】

③ 仮設住宅の確保

・市が事前に把握している建設候補地への整備や民間賃貸住宅の借り上げ等により、応急仮設住宅を速やかに整備・確保できるよう備える必要がある。

(都市整備部)【本編 9-(4)-⑥】